

---

# はじめに

---

## 1. 基本計画策定の背景と目的

埼玉県は、水泳競技において、オリンピックをはじめ多くの大会で優秀な成績をおさめた選手を多数輩出してきた「水泳王国」であるが、国際大会や国内の主要大会が開催可能な設備・規模を有する公営の屋内50m水泳場が整備されておらず、天候に左右されず競技に集中できる屋内50m水泳場の整備は、水泳競技の選手や携わる方々の悲願であった。

平成29年（2017年）に埼玉県が整備の検討を表明したことから、昭和42年（1967年）と平成16年（2004年）に開催された国民体育大会で、青木町公園総合運動場の屋外プールが競技会場となるなど、古くから水泳に対する熱意が非常に高い川口市（以下「本市」という。）としては、積極的な誘致活動を展開し、令和元年（2019年）12月には市長自ら、令和2年（2020年）10月には県南4市の市長とともに、県に要望書を提出するなど、誘致に取り組んできた。

こうしたことを受け、令和3年（2021年）3月「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」において、「神根運動場」及び「神根公園」が屋内50m水泳場の整備最適地に選ばれた。

本市としても、埼玉県の整備計画に併せ、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を一体的に整備する方針を示し、令和4年（2022年）3月に「神根運動場周辺整備基本構想」を策定した。この基本構想を踏まえ、市施設、屋外運動施設、公園等の必要機能、配置等を検討し、広く市民に愛される総合運動公園として具体化することを目的として「神根運動場周辺整備基本計画」の策定を行う。

## 2. 基本計画の位置付け

### (1) 国の施策動向

「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月）」において、「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」として、「日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～」が掲げられている。その中で、「スポーツ・文化芸術の振興」の観点にも触れられており、「国民が気軽にスポーツできる環境を整備」すること、「スポーツ・健康まちづくりの推進」を目指す等の目標が掲げられている。

上記に関連し、各中央省庁の取組に着目すると、「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」、「都市公園の柔軟な管理のあり方」が特に関連する動向として挙げられる。

まず、「公園等のオープンスペースの有効活用」について、スポーツ庁が策定した「第3期スポーツ基本計画（中間報告）」においても、「既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出」を図ることとしている。また、これを通じて「安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る」ともしている。

次に、国土交通省は「居心地が良く歩きたくなる街路づくり」の観点で、「ウォーカブルな街づくり」を推進している。沿道と路上を一体的に利用し、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場を提供することを通じて、都市に活力を生み出すことを目指している。

最後に、「都市公園の柔軟な管理のあり方」に関して、国土交通省がまとめた「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書において、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき」と方向付けている。

その他、昨今重要視されている視点として、「生物多様性」、「グリーンインフラ」、「インクルーシブ公園」が挙げられる。

以上までの各省庁の取組の詳細については、「3. 国等の施策方針及び先進事例研究」において詳述する。

政府・国の動きの一方で、本市に限らず地方公共団体においては、過去に建設された公共施設等の老朽化が進み、人口減少・少子高齢化により今後の公共施設等の利用の方向性を見直しが必要な状況となっている。また、財政負担の軽減・平準化を行うとともに、公共施設全体の最適配置を図り、時代に即したまちづくりを行うことが求められている。

上記で確認した国・政府の方針と地方公共団体でみられる公共施設の配置等の見直しを踏まえ、本事業の方向性を検討する必要がある。

## （2）埼玉県との協議

令和2年（2020年）12月3日から令和3年（2021年）3月30日の間開催された「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」において、埼玉県のスポーツ振興の拠点となる、埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備地選定に向けた検討が行われた。

他自治体と本市を総合的に比較した結果、「屋内50m水泳場」については、川口市・神根運動場及び神根公園に設置されることとなった。また、同様に整備地が検討された「スポーツ科学拠点施設」については上尾市が整備地に選定された。

「屋内50m水泳場」と「スポーツ科学拠点施設」は分離設置となったものの、「両施設がデジタル技術を活用し連携する」ことを目指すこととしている。

### 屋内50m水泳場の役割及び川口市の整備地選定理由

#### 候補地の考え方

以下の理由から、候補地は川口市神根運動場が最適地であると考えられる。

- ・川口市は市内の水泳場で2度の国体や県内主要大会の開催を担ってきており、（中略）国内主要大会の開催にあたり、大会開催の実績やノウハウを生かすことが出来る。
- ・川口市内には8つの市営プールが整備されており、子供から大人まで多くの利用者が訪れるなど市内に水泳文化が根付く街として、屋内50m水泳場を中心に水泳に親しむ地域性を生かした街づくりが期待される。
- ・川口市から市有地の無償貸与や市の総合運動場の整備が提案されており、市の土地を利用することで、土地取得費用を負担せずに、健康スポーツを基盤にした県南の拠点づくりを見据えた将来性がある。

出所：「埼玉県屋内 50m 水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会報告書」より抜粋

#### 屋内 50m 水泳場とスポーツ科学拠点施設の分離設置の考え方

##### (1) 屋内 50m 水泳場とスポーツ科学拠点施設の連携

- 屋内 50m 水泳場に水泳競技の競技力向上に必要なスポーツ科学設備を実装するとともに市の総合運動場と一体的に整備を行うことは、県と市の連携のモデルとなる。
- 川口と上尾に分離設置される両施設がデジタル技術を活用し連携することは、今後のスポーツ科学拠点施設での県内スポーツ施設との連携のモデルとなる。

##### (2) 県民の利便性の向上

- 健康づくりとスポーツに関わる県の拠点が、それぞれ県南部と県中部に整備されることで、より多くの県民の利便性が高まるとともに、県土の均衡ある発展につながる。
- 水泳が盛んな川口に屋内 50m 水泳場、多様なスポーツ施設がありアスリートが集まる上尾にスポーツ科学拠点施設を整備することで、それぞれ地域特性を生かした圏域での健康づくりとスポーツに関わる拠点づくりが進む。

##### (3) 整備費の抑制

- 屋内 50m 水泳場については、川口市が整備地の無償貸与及び周辺スポーツ施設の整備を提案しており、市の施設と一体的な整備をすることで、市の施設との相互利用など県単独で整備するよりも高い効果が期待される。
- (略)
- 川口市から無償貸与される土地を活用し、屋内 50m 水泳場を整備しつつ、上尾運動公園の県有地を有効活用することで、県内の拠点となる施設整備を同時に進められることになり、両施設を一カ所に整備するよりも県全体にとってより有益となる。

出所：「埼玉県屋内 50m 水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会報告書」より抜粋

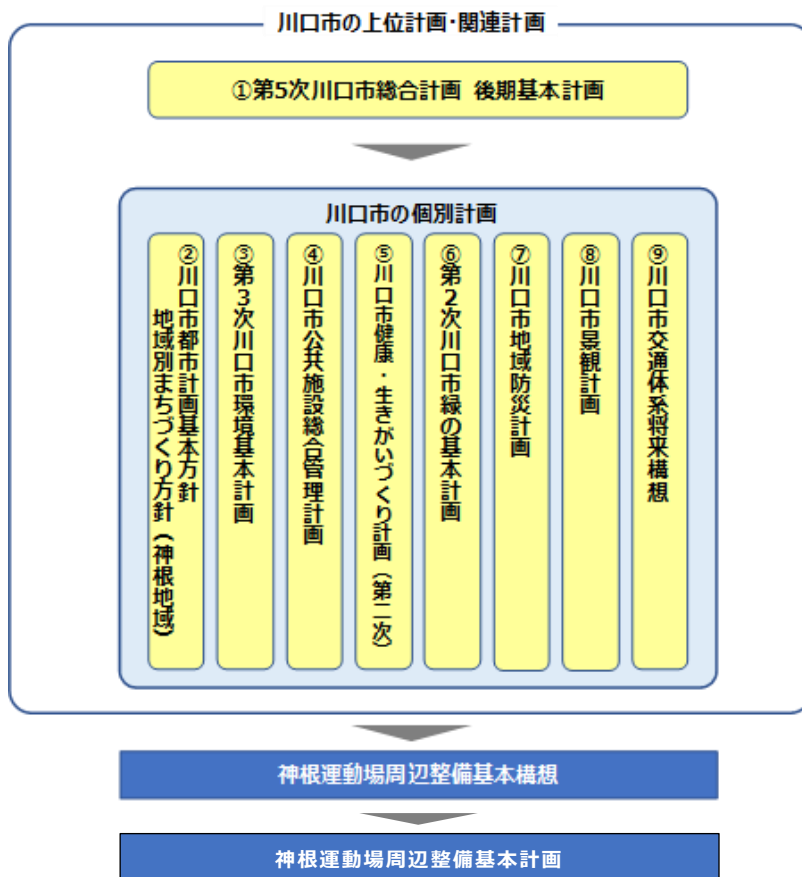
整備地選定以降、県では令和 4 年（2022 年）3 月に「埼玉県屋内 50m 水泳場整備事業基本計画」、令和 4 年（2022 年）9 月に「埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業実施方針」「同要求水準書（案）」を発表し、屋内 50m 水泳場整備運営事業の検討が進められている。

神根運動場周辺整備は、県の屋内 50m 水泳場整備運営事業と連携して進め、地域に愛され、多くの県民が訪れるスポーツの拠点を目指すため、今後も埼玉県と協議を行う。

### (3) 上位・関連計画の整理

本市においても本事業に関連し以下のような計画等を定めている。その体系、概要及び本事業との関連性は以下の通りとなる。

図表0-1 上位・関連計画との位置づけ



## 関連する市の計画等

## ①第5次川口市総合計画 後期基本計画（川口市/令和3年（2021年））

## 【計画期間等】

令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度まで

## 【計画の概要】

基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿の実現のため、基本的かつ重要な施策を定めるもの。多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、また、市民と協働するとともに、本市だけではなく広域的な視点も必要とすることから国・県・近隣都市との連携を密にし、施策の実現を図る。

## 【本基本計画との関連】

基本計画のうち、本基本計画と関連する箇所は以下のとおり。

- ・ 「Ⅱ 子どもから大人まで‘個々が輝くまち’」「3 市民が自己実現をめざせる環境づくり」「②スポーツ・レクリエーション活動の支援」
- ・ 「Ⅳ 都市と自然が調和した‘人と環境にやさしいまち’」「1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出」及び「2 環境の保全と創造」
- ・ 「Ⅴ 誰もが‘安全で快適に暮らせるまち’」「1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」

## ②川口市都市計画基本方針（川口市/平成29年（2017年））及び地域別まちづくり方針（神根地域）

## 【計画期間等】

平成29年（2017年）度から概ね20年間。適宜見直しを図る。

## 【計画の概要】

川口市都市計画基本方針(以下「基本方針」という。)は、都市計画法第18条の2に示される『市町村の都市計画に関する基本的な方針』として、「第5次川口市総合計画」及び埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を踏まえ、川口市が策定するもの。

## 【本基本計画との関連】

「地域別のまちづくり方針（神根地域）」中、「神根地域のまちづくりポイント」のうち、本事業に関連する内容は以下のとおり。

- ・ 都市と緑・農が共生するまちづくり
- ・ 親しみのある水辺の環境づくり
- ・ 公共施設の計画的な更新
- ・ 総合的かつ計画的な防災まちづくりの推進

### ③第3次川口市環境基本計画

#### 【計画期間等】

平成30年（2018年）から令和9年（2027年）までの10年間。

#### 【計画の概要】

第2次計画の策定以降、東日本大震災に伴うエネルギー需給のひっ迫による省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー\*導入の加速化、鳩ヶ谷市との合併など、環境行政を取り巻く状況が変化している。また、国際社会における新しい地球温暖化対策の枠組みへの合意など、今後も環境を取り巻く状況は変化していくものと想定されている。

こうした新たな環境課題に対応するとともに、平成28年（2016年）4月に策定された「第5次川口市総合計画」との整合を図り、本市における環境の保全および創造に関する取り組みをより効果的に進めていくため、「第3次川口市環境基本計画」を策定した。

#### 【本基本計画との関連】

5つの分野のうち、関連する箇所は以下のとおり。

①循環、②安全・安心・快適、③自然共生、④低炭素、⑤環境保全活動

### ④川口市公共施設総合管理計画（川口市/平成28年（2016年））

#### 【計画期間等】

平成28年（2016年）度から40年間。ただし、10年を目安に見直すことを基本とする。

#### 【計画の概要】

本計画は、本市における公共施設等の全体像を把握し、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理・把握する中で、長期的な視点を持って公共施設等の維持管理、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の平準化と適正な配置を実現するための指針となる「川口市公共施設等総合管理計画」を策定し、将来にわたる公共施設等の安全性及び効率性の確保に努めるべく、全庁的・組織横断的に取り組むもの。

#### 【本基本計画との関連】

4つの基本方針のうち、関連する箇所は以下のとおり。

#### 【①施設総量の適正化】

必要となる施設を選択し、施設総量の適正化を図る。現行の使用用途に限らず、社会経済環境の変化や新たなニーズに対応した用途に変更するなど、組織横断的な視点で公共施設の統廃合に取り組む。

#### 【③ライフサイクルコスト（生涯費用）の把握と縮減】

施設整備に要する費用であるイニシャルコストと、維持管理・運営に要する費用であるランニングコストを加えた費用であるライフサイクルコストを把握し、より効率的な施設の維持管理・運営とともに計画的な保全措置を図る。

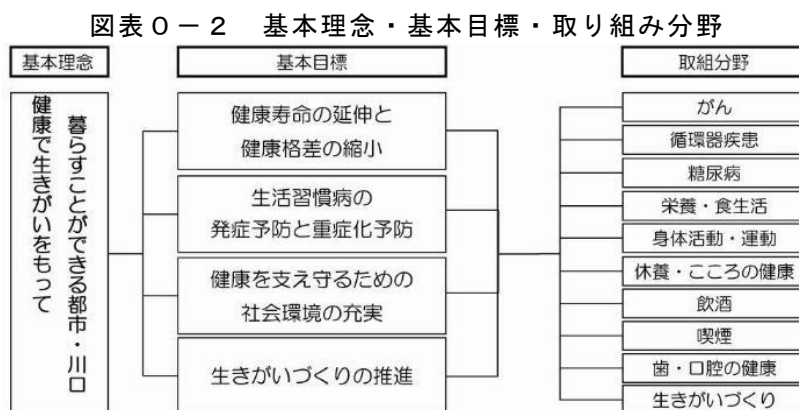
## ⑤川口市健康・生きがいづくり計画（第二次）

### 【計画期間等】

平成 26 年（2014 年）度から平成 35 年（2023 年）度まで。適宜見直しを図る。

### 【計画の概要】

本市の目指すべき姿として基本理念を定め、その実現のため 4 つの基本目標を、そして 10 の取組分野を設定している。取組分野ごとに目標や指標を設定しており、各種事業等を通じて取り組みを推進する。



出所：川口市ウェブサイトより

### 【本基本構計画との関連】

4 つの基本方針のうち、関連する箇所は以下のとおり。

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ③健康を支え守るための社会環境の充実
- ④生きがいづくりの推進

## ⑥第 2 次川口市緑の基本計画

### 【計画期間等】

令和元年（2019 年）度～令和 16 年（2033 年）度の 15 年間。社会情勢の変化や計画の進捗・達成状況等を踏まえて、おおむね 7 年後を目途に見直します。

### 【計画の概要】

平成 20 年（2008 年）9 月に「川口市緑の基本計画（改訂版）」を策定し、「緑を育む産業が営まれているまち」「広域的な緑の拠点を担うまち」「暮らしの中に緑が生きづくまち」の 3 つの緑の将来像の実現に向けて、緑のまちづくりを推進してきました。

「川口市緑の基本計画（改訂版）」の策定後 10 年が経過し、この間、地球温暖化問題、ヒートアイランド現象、大規模災害等の発生、少子高齢化の進行、土地区画整理事業の推進等による人口増加、都市緑地法をはじめとする緑地に関連する法改正など、緑をとりまく環境や社会情勢が大きく変化しています。一方、本市では、鳩ヶ谷市との合併や「第 5 次川口市総合計画」の策定、「川口市都市計画基本方針」の改定などにより、まちづくりの新たな方針も示されています。

このような状況を踏まえ、本市の緑の現状・課題を整理し、緑をとりまく環境や社会情勢に対応した実効性のある新たな「第 2 次川口市緑の基本計画」を策定しました。

**【本基本計画との関連】**

「実現化のための方策」中、「神根地域のまちづくりポイント」のうち、本事業に関連する内容は以下のとおり。

- ・美しい景観づくり
- ・緑を活かしたレクリエーション創出
- ・安全・安心な環境づくりへの貢献

**⑦川口市地域防災計画**

**【計画期間等】**

平成 29 年（2017 年）度から概ね 20 年間。適宜見直しを図る。

**【計画の概要】**

川口市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年（1961 年）法 223 号）第 42 条の規定に基づき、川口市防災会議が策定する計画で、本市の地域に係わる災害について、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することが目的。

**【本基本計画との関連】**

「地域別のまちづくり方針（神根地域）」中、「神根地域のまちづくりポイント」のうち、本事業に関連する内容は以下のとおり。

- ・都市と緑・農が共生するまちづくり
- ・親しみのある水辺の環境づくり
- ・公共施設の計画的な更新
- ・総合的かつ計画的な防災まちづくりの推進

**⑧川口市景観計画**

**【計画期間等】**

平成 27 年（2015 年）～

**【計画の概要】**

景観法第 8 条の規定にもとづいて景観行政団体である川口市が良好な景観を形成するための目的や方針ならびに良好な景観を形成するために必要な行為の制限の基準を定めたもの。

川口市は人口 58 万人を超える都市であり、本市の景観は多様な地域と景観要素が集まって成り立っています。したがって、目指すべき景観の姿も一様ではなく、多様な景観要素の組み合わせによるものとなります。そこで、第 4 次川口市総合計画（合併基本計画を含む）に示す将来の土地利用構想を踏まえ、川口市景観形成基本計画において景観の特性で示した自然、歴史、都市、眺望の 4 つの区分に基づいた 8 つの目指すべき姿の構成を明らかにし、これら 8 つの景観が有機的に連携することで、「多様な景観で創られる水と緑の美しい都市」を目指していくこととします。

**【本基本計画との関連】**

「共通の基盤となる景観形成の考え」中、「神根地域のまちづくりポイント」のうち、本事業に関連する内容は以下のとおり。

- ・まちをつなぐ水と緑の軸の景観



- ・ 緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観
- ・ まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観

### ⑨川口市交通体系将来構想

#### 【計画期間等】

平成 29 年（2017 年）度から平成 48 年（2036 年）度までの 20 年間とし、上位計画の改定を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### 【計画の概要】

これまで個々別々に行われてきた交通の取り組みを効果的・効率的に推進するため、『川口市交通体系将来構想』を平成 29 年（2017 年）3 月に策定しました。本構想は、交通に関連する現況特性や問題点を踏まえ、都市交通分野における目指すべき目標と基本方針を設定し、目標の達成に向けて取り組むべき内容を組み合わせたものです。

#### 【本基本計画との関連】

4 つの基本方針中、本事業に関連する内容は以下のとおり。

- ・ 市民の暮らしや市内における産業活動を支える階層的な道路ネットワークの構築
- ・ 通勤・通学や買物などで更に利用しやすいバスネットワークの構築
- ・ 鉄道駅周辺における交通環境の改善
- ・ レクリエーション拠点等へのアクセス性・回遊性の向上